

群馬県障害福祉従事者等研修事業委託仕様書

1 事業名

令和8年度障害福祉従事者等研修事業

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 委託事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づき、相談支援に従事する者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成及び資質向上を図ることを目的とする。

4 委託事業の内容

ア 5の（1）から（5）に掲げる研修に付帯する一切の業務。具体的には、次の業務等を想定している。

- ・研修企画会議の主催
- ・会場の確保
- ・講師が不足する際の講師の確保
- ・受講希望者の募集、開催通知の発送、問い合わせに対する対応
- ・研修の申し込み受付、受講の決定（非決定）通知の発送
- ・講師との打合せ会議の主催
- ・研修資料の作成及び配布
- ・研修当日の会場設営及び撤収、受付業務、研修進行
- ・受講費用の徴収業務
- ・各研修修了証書交付対象者一覧の作成
- ・講師謝金等支払業務
- ・アンケート調査等集計業務

イ 5の（1）から（2）の研修企画会議については、群馬県障害者自立支援協議会に設置されている相談人材育成支援アドバイザーミーティング（以下、「アドバイザーミーティング」という。）、及びアドバイザーミーティングにおいて選出された企画担当者によって検討するため、群馬県の研修担当者と調整し、必要に応じて会議を開催すること。

ウ 5の（3）から（5）の研修企画会議については、群馬県障害者自立支援協議会に設置されている施設等人材育成充実会議（以下、「人材育成充実会議」という。）、及び人材育成充実会議において選出された企画担当者によって検討するため、群馬県の研修担当者と調整し、必要に応じて会議を開催すること。

エ 研修の開催場所は群馬県内の会場とすること。

オ 5の（1）から（2）の研修講師等についてはアドバイザーミーティングにおいて選定する。

カ 5の（3）から（5）の研修講師等については人材育成充実会議において選定する。

シ なお、研修講師が不足する場合は、受託者が研修講師を確保すること。

ハ 受託者は、研修運営等に要する実費相当部分に係る経費について、研修受講者から徴収した受講費用を充てることとする。実費相当部分に係る経費とは、資料印刷費、会場使用料、備品レンタル代、講師謝金及び旅費（実習実施に係る謝金を含む）、配信動画利用料等とする。実費相当分に当たる経費か否か疑義が生じた場合には、速やかに群馬県へ報告し、指示を受けること。

ヒ ただし、市町村職員が聴講生として受講する場合は、受講費用を徴収しないこと。

カ 各研修の修了証書の作成は群馬県が行う。ただし、修了証書交付対象者一覧は受託者が作成し、群馬県に提出すること。

キ ア～カに記載のない事項や疑義がある場合は、適時群馬県と協議し、決定すること。

5 委託研修の内容

(1) 相談支援従事者等初任者研修（法定研修）

ア 研修対象者

- ・相談支援業務に従事しようとする者

イ 研修内容等

- ・標準的な研修カリキュラムは国が示すとおり（別紙1）であり、この内容以上のものとすること。

ウ 開催時期

- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に開催すること。なお、具体的な開催日時については研修企画担当者等と協議の上、決定すること。

エ 開催回数等

- ・基礎課程（講義）【11時間 定員376名程度】：1回
 - ・相談支援専門員課程【31.5時間（5日間） 定員120名程度】：1回
- ※その他、実習（2回）を実施

オ 令和7年度実績（※令和8年度は、定員拡大によりA～C日程での開催を想定）

○開催日程等

開催日程等		
基礎課程	6月27日～7月9日 ※日本相談支援専門員協会が提供する動画の動画配信	
	【A日程】 7月17日 7月18日 8月29日 9月22日 9月24日 ※その他、以下のとおり実習（2回）を実施 7月22日から 8月28日の間で 1回 9月1日から 9月19日の間で 1回	【B日程】 8月5日 8月6日 9月10日 10月7日 10月8日 ※その他、以下のとおり実習（2回）を実施 8月7日から 9月9日の間で 1回 9月11日から 10月6日の間で 1回

○定員等

	計	基礎課程のみ	基礎課程及び相談支援専門員課程
定員	330名	250名	80名
申込者数	437名	332名	105名
受講者数	344名	260名	84名

○演習講師数

全日8名（うち1名は全体講師）

○カリキュラム：別紙2参照

(2) 相談支援従事者現任研修（法定研修）

ア 研修対象者

- ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事（地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業又は基幹相談支援センターにおいて従事した期間を含む）しており、一定の経験を有する者

イ 研修内容等

- ・標準的な研修カリキュラムは国が示すとおり（別紙1）であり、この内容以上のものとすること。

ウ 開催時期

- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に開催すること。なお、具体的な開催日時については研修企画担当者等と協議の上、決定すること。

エ 開催回数等

- ・講義【6時間 定員80名】：1回
- ・演習【18時間（3日間） 定員80名】：1回
※その他、実習（2回）を実施

オ 令和7年度実績

○開催日程等

開催日程等															
講義	10月23日～11月7日 ※日本相談支援専門員協会が提供する動画配信														
演習等	<table><thead><tr><th>【A日程】</th><th>【B日程】</th></tr></thead><tbody><tr><td>11月27日</td><td>12月9日</td></tr><tr><td>12月23日</td><td>1月19日</td></tr><tr><td>1月30日</td><td>2月19日</td></tr><tr><td>※その他、以下のとおり実習（2回）を実施</td><td>※その他、以下のとおり実習（2回）を実施</td></tr><tr><td>11月28日から 12月18日の間で1回</td><td>12月10日から 1月15日の間で1回</td></tr><tr><td>12月24日から 1月27日の間で1回</td><td>1月20日から 2月16日の間で1回</td></tr></tbody></table>	【A日程】	【B日程】	11月27日	12月9日	12月23日	1月19日	1月30日	2月19日	※その他、以下のとおり実習（2回）を実施	※その他、以下のとおり実習（2回）を実施	11月28日から 12月18日の間で1回	12月10日から 1月15日の間で1回	12月24日から 1月27日の間で1回	1月20日から 2月16日の間で1回
【A日程】	【B日程】														
11月27日	12月9日														
12月23日	1月19日														
1月30日	2月19日														
※その他、以下のとおり実習（2回）を実施	※その他、以下のとおり実習（2回）を実施														
11月28日から 12月18日の間で1回	12月10日から 1月15日の間で1回														
12月24日から 1月27日の間で1回	1月20日から 2月16日の間で1回														

○定 員：80名

○申込者数：58名

○受講者数：54名

○演習講師数：全日8名（うち1名は全体講師）

○カリキュラム：別紙3参照

(3) サービス管理責任者等基礎研修（法定研修）

ア 研修対象者

- ・サービス管理責任者等として従事しようとする者で、障害福祉サービス事業所等に従事（予定）している者（告示に規定する実務経験年数を満たす者に限る）。

イ 研修内容等

- ・告示に規定する標準的カリキュラム（別紙4）等に基づき実施すること。

ウ 開催時期

- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に開催すること。

なお、開催時期は群馬県と協議の上、決定すること。

エ 開催回数

- ・講義【7.5時間 定員256名】

- ・演習【7.5時間（1日）：定員64名】：4回

オ 令和7年度実績

○定 員：256名

○申込者数：287名

○受講者数：253名

○開催日程

【講義】8月12日～9月2日※オンライン動画配信

【演習】 9月16日（A日程）

9月29日（B日程）

10月 9日（C日程）

10月20日（D日程）

○講師数

【講義】各日程6名

【演習】各日程1名 計4名

○演習講師数：各日程8名 計32名

○カリキュラム：別紙5参照

(4) サービス管理責任者等更新研修（法定研修）

ア 研修対象者

- ・現にサービス管理責任者等として群馬県内の指定障害福祉サービス事業所等に勤務（予定）している者

イ 研修内容等

- ・告示に規定する標準的カリキュラム（別紙4）等に基づき実施すること。

ウ 開催時期

- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に開催すること。

なお、開催時期は群馬県と協議の上、決定すること。

エ 講義回数

- ・講義及び演習【13時間（2日）：定員60名】：5回

オ 令和7年度実績

○定 員：300名

○申込者数：135名

○受講者数：129名

○開催日程

12月8日・12月9日（A日程）

12月16日・12月17日（B日程）

12月22日・12月23日（C日程）

○講 師 数：各日程1名 計3名

○演習講師数：A日程8名、B日程・C日程7名 計22名

○カリキュラム：別紙6参照

(5) サービス管理責任者等実践研修（法定研修）

ア 研修対象者

- ・現にサービス管理責任者等として群馬県内の指定障害福祉サービス事業所等に従事（予定）している者で、サービス管理責任者等基礎研修を修了した者（平成31年4月1日施行の国改定告示に規定する実務経験年数を満たす者に限る）。

イ 研修内容等

- ・告示に規定する標準的カリキュラム（別紙4）等に基づき実施すること。

ウ 開催時期

- ・令和8年4月1日～令和9年2月28日の間に開催すること。
なお、開催時期は群馬県と協議の上、決定すること。

エ 開催回数

- ・講義及び演習【14.5時間（2日）定員64名】：4回

オ 令和7年度実績

○定 員：240名

○申込者数：191名

○受講者数：189名

○開催日程

11月10日・11日（A日程）

11月19日・20日（B日程）

11月26日・27日（C日程）

12月 3日・ 4日（D日程）

○講 師 数：各日程1名 計4名

○演習講師数：各日程10名、 計40名

○カリキュラム：別紙7参照